

1. 令和6年第6回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和6年12月20日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第122号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第123号 郡上市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程4 議案第124号 郡上市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第125号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第126号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第127号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第128号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第129号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第130号 郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第139号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程12 議案第140号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について
- 日程13 議案第141号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程14 議案第142号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程15 議案第143号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）
- 日程16 議案第144号 財産の無償譲渡について（郡上八幡新宮の森多目的管理棟）
- 日程17 議案第145号 財産の無償譲渡について（福田研修所）
- 日程18 議案第146号 財産の無償譲渡について（白鳥北部農業センター）
- 日程19 議案第147号 財産の無償譲渡について（美並杉原集会所）
- 日程20 議案第148号 財産の無償譲渡について（美並円山集会所）
- 日程21 議案第149号 財産の無償譲渡について（下沢生きがい施設）

日程22 議報告第16号 中間報告について（総務常任委員会、文教民生常任委員会、広報広聴特別委員会の行政視察報告）

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程22まで

日程23 議案第151号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程24 議案第152号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程25 議案第153号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程26 議案第154号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程27 議案第155号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について

日程28 議案第156号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程29 議案第157号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程30 議案第158号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

日程31 議案第159号 令和6年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程32 議案第160号 令和6年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程33 議案第161号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について

日程34 議発第15号 日本政府への核兵器禁止条約の署名を求める意見書について

日程35 議発第16号 議員派遣について

日程36 議報告第17号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	10番	本田教治
11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	14番	蓑島もとみ

15番	森 藤 文 男	16番	原 喜与美
17番	野 田 かつひこ	18番	清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	乾 松 幸
教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	健 康 福 祉 部 長	田 口 昌 彦
農 林 水 産 部 長	田 代 吉 広	商 工 観 光 部 長	粥 川 徹
建 設 部 長	三 輪 幸 司	環 境 水 道 部 長	遠 藤 貴 広
郡 上 偕 楽 園 長	成 瀬 敦 子	教 育 次 長	長 尾 実
会 計 管 理 者	中 山 洋	消 防 長	兼 山 幸 泰
郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	藤 田 重 信	国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	蓑 島 康 史
代 表 監 査 委 員	神 谷 公 眞		

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	齋 藤 貴 代	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 主 任	荻 本 恵
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 主 事	小 森 涼		

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におかれましては、出務御苦勞さまであります。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

ここで皆様にお願ひを申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、また、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願ひをいたします。

また、郡上市議会傍聴規則第8条の規定により、傍聴人は撮影、録音等が禁止されておりますので、併せてよろしくお願ひをいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、7番 池田源則議員、8番 池戸郁夫議員を指名いたします。

◎議案第122号から議案第130号までについて（委員長報告・採決）

○議長（森藤文男） 日程2、議案第122号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程10、議案第130号 郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの9議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました9議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 令和6年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、令和6年12月12日開催の第7回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第122号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所の一部施設について、地元自治会に無償譲渡することに伴い、公の施設としての位置づけを廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、公共施設適正配置計画に基づく集会施設の自治会への払下げの流れについて質問があり、補助金や起債の制限がなくなった施設から譲渡していく方針となっており、それぞれの制限がなくなったタイミングで自治会へ譲渡の打診を行っている。集会所は市で整備しているが、実質的には自治会で管理していることから、地元の物であるといった認識の下、払下げを受ける旨の申出を受けた後に、議決を経て、地元へ譲渡する流れであるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、譲渡の進捗状況について質問があり、対象108施設中、これまでに69施設の譲渡が完了している。今回の6施設以外に譲渡可能になっている施設が1施設あるが、譲渡先が小規模な自治会のため、譲渡が保留になっている。その他、公民館と併用している施設や、複数の自治会が使用しているなどの理由から、市の施設としている施設が7施設ある。残りの25施設は、制限がなくなり次第、順次譲渡していくとの説明がありました。

施設の譲渡に伴う市の財政負担の軽減額等についての質問があり、実態としては自治会が管理しており、市としての施設管理費の負担はほぼない状況である。ただし、市の施設であるため火災保険を市が負担しているが、今後は自治会によるものとなり負担軽減になるとの説明がありました。

譲渡により、施設の修繕等を含め自治会で負担することになるが、市からの支援はあるかとの質問があり、施設の修繕には地区集会施設整備事業補助金があり、修繕等の事業費から30万円を控除し、残額の2分の1を補助する制度があるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第123号 郡上市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

総務部長から、刑法等の一部を廃止する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第124号 郡上市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、ふるさと納税の寄附金額の増加を目的に、業務の一部を外部に委託することに伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、長期継続による契約期間について質問があり、5年以内と定めているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第125号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、公益信託に関する法律の全部改正等に伴い、所要の規定を整理するものであると

の説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたしました。

令和6年12月20日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

続きまして、産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原喜与美） それでは、産業建設常任委員会より報告いたします。

令和6年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和6年12月13日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第126号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、多様化する入居希望者の需要に対応することを目的に、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で委員から、入居状況について質問があり、平成29年度末の入居戸数は4戸、平成30年度末は2戸、令和元年度末は4戸、令和2年度末は3戸、令和3年度から令和5年度末はそれぞれ2戸である。令和6年度は12月現在での入居はないとの説明がありました。

当初は市外からの新規居住者専用という条件で始まったと思われるが、限定する必要性はあったのか、あるいは必要性がなくなったので今回改正するのかとの質問があり、当時、入居条件を考えた際、移住者に重点を置き、新規居住者専用の部屋として4部屋を設けた。市有住宅であるため、公営住宅法等の法律により制限がなく、政策的に移住者に来てもらうため、収入基準は設けず、2年間のお試しということで条件を設けていたとの説明がありました。

市外からの移住者を優先するという意図であれば、廃止するのではなく市内の全ての市営住宅にそのような特例を設けたほうがよいのではないかととの質問があり、様々な事情により住宅を探している市内の方への対応や、新規居住者の方も含めて、住宅に入居していただくための間口を広げるという趣旨で提案させていただいたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果を報告いたします。

令和6年12月20日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員会委員長、本田教治議員。

10番 本田教治議員。

○10番（本田教治） 文教民生常任委員会の報告書。

令和6年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例4議案につきまして、令和6年12月16日開催の文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第127号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第128号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、生活保護法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、進学・就職準備給付金の対象者は市内に何名いるか、その財源は国の負担になるのかとの質問があり、対象者は令和7年度末時点で1世帯1名を予定しており、費用については国が4分の3負担しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第129号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、放課後子どもプラン運営委員会を廃止するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、令和7年度から郡上市子ども計画が始まるが、計画は動き出しているのかとの質問があり、今年度3回開催する郡上市子ども・子育て会議のうち、既に終えた1回目でも方向性を説明した。12月中旬に素案がまとまる予定なので、年明けに2回目の会議を開催し、郡上市子ども計画の説明をする予定である。その後、パブリックコメントを実施し、計画をまとめていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第130号 郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について。

教育次長から、郡上市総合スポーツセンターの個人使用料を改めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、今年度施工した館内1階の空調設備改修を機に使用料の改正を行うことについて質問があり、1階空調設備改修と空調に係る電気料金やメンテナンス料の高騰も含めた値上げであるとの説明がありました。

令和5年度実績でコロナ前の利用人数に戻っていない中、値上げをすると利用者が減ってしまう可能性があるが、対策はあるのかとの質問があり、令和6年度は、5年度に対し、利用者は若干増加傾向である。指定管理者の自主事業であるスイミングやダンススクールは非常に需要があり、そこでの利用満足を高めることで収益の確保につながることを期待するとの説明がありました。

今回の値上げは、受益者への大きな負担となる周辺施設の料金設定と比較した場合、子どもや高齢者、障がい者の設定が高過ぎるのではないかととの質問があり、他市の料金設定を加味し、設置の規模や機能の違いも踏まえた上での料金設定である。この施設には指定管理料を支払っており、プールやジムなどを利用するのは市民の一部であることから、公平性のバランスを考えて料金設定をしたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和6年12月20日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 本田 教治。

よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第122号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第122号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

議案第123号 郡上市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第123号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第124号 郡上市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第124号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第125号 郡上市税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第125号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第125号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第126号 郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第126号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第127号 郡上市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第127号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第128号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第128号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第129号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第129号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第130号 郡上市総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第130号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第130号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第139号から議案第142号までについて(委員長報告・採決)

○議長(森藤文男) 日程11、議案第139号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定についてから、日程14、議案第142号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番（原 喜与美） それでは、産業建設常任委員会より報告いたします。

令和6年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理者の指定4議案につきまして、令和6年12月13日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第139号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長より、郡上市和良農産物加工施設の指定管理者について、1年間を指定の期間として、引き続き、和良の郷総合開発株式会社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、運動公園、キャンプ場等は和良の郷総合開発が管理を行っているが、郡上市和良農産物加工施設は統合されていなかったのかとの質問があり、令和4年7月1日に農産物加工施設も含めて和良の郷総合開発へ統合され管理を行っているとの説明がありました。

令和4年度、令和5年度に指定管理料が計上されている理由について質問があり、令和4年度、令和5年度は物価高騰に伴う電気代の支援を基準に基づいて行ったものであるため、令和6年度、令和7年度は指定管理料を支払わないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第140号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者について、5年間を指定の期間として、引き続き、奥濃飛白山観光株式会社を指定管理者とすることについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、臨時の指定管理料について質問があり、収益施設であるため指定管理料をゼロとしているが、令和4年度については、指定管理料の臨時分として、燃料代及び電気代の高騰分を出している。コンベンション施設の特性上、会合や料理提供、客室の冷暖房など、他の施設に比べて燃料費の使用量が多いため、前年度の燃料費使用実績と令和4年度の実績を比較し、その差額に営業利益を加味した上での補填額の試算をしているとの説明がありました。

令和4年度は令和3年度に比べ利用者数が増加しているにもかかわらず、利用料が減少している理由について質問があり、令和3年度までは、宴会等に係る食事代なども利用料に含めていたが、令和4年度からは厳密な宿泊料のみを利用料としたためとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第141号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者について、3年

間を指定の期間として、引き続き、明宝温泉開発株式会社を指定管理者とすることについての説明を受けました。

審査の中で、委員から、指定管理料の中には電気料と燃料代は入っていないのかとの質問があり、燃料高騰分については、高騰前の実績と高騰した部分の差額で支払っているが、湯星館については、燃料高騰分が増加しているものの、営業利益も増加しているため支払っていないとの説明がありました。

指定管理施設の運営を任せたら、後は自分で経営をしていくのが本来ではないのかとの質問があり、湯星館については、郡上市公共施設適正配置計画の中で、今後、譲渡の在り方を検討するとしており、今回、3年後に譲渡するという方針を立てた。現在、民間企業からの相談があり、市もサポートしながら進めているという状況であるとの説明がありました。

3年後の譲渡を前提としていることについては賛成であるが、明宝温泉株式会社に任せて問題はないのかとの質問があり、当該会社は温泉の管理を専門的に行ってきた会社であることや、周辺施設との連携により業績も上がっていくと想定されるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第142号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

商工観光部長より、郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者について、5年間を指定の期間として、引き続き、和良の郷総合開発株式会社を指定管理者にすることについての説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり決定することにいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和6年12月20日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第139号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議案第139号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第139号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第140号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第140号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第140号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第141号 明宝温泉 湯屋館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第141号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第142号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第142号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第143号について(委員長報告・採決)

○議長(森藤文男) 日程15、議案第143号 財産の取得及び処分の変更について(家畜保護施設)を議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、原喜与美議員。

16番 原喜与美議員。

○16番(原喜与美) それでは、報告いたします。

令和6年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡1議案につきまして、令和6年12月13日開催の第6回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第143号 財産の取得及び処分の変更について(家畜保護施設)。

農林水産部長から、令和6年9月27日議案第115号にて議決を得た財産の取得及び処分について、設計費の精査、事務経費及び建設利息の確定により減額変更するためのものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。

令和6年12月20日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 原喜与美。

○議長(森藤文男) ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第143号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第144号から議案第149号までについて(委員長報告・採決)

○議長(森藤文男) 日程16、議案第144号 財産の無償譲渡について(郡上八幡新宮の森多目的管理棟)から、日程21、議案第149号 財産の無償譲渡について(下沢生きがい施設)までの6議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員会委員長、長岡文男議員。

11番 長岡文男議員。

○11番(長岡文男) 令和6年第6回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡について、6議案につきまして、令和6年12月12日開催の第7回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第144号 財産の無償譲渡について(郡上八幡新宮の森多目的管理棟)。

総務部長から、市公共施設適正配置計画に基づき、地区集会所を地元自治会に無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

議案第144号から議案第149号までの6議案については関連があるため、一括して説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行いました。

議案第144号につきまして、特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第145号 財産の無償譲渡について(福田研修所)。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第146号 財産の無償譲渡について(白鳥北部農業センター)。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第147号 財産の無償譲渡について(美並杉原集会所)。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第148号 財産の無償譲渡について（美並円山集会所）。

特段の質疑はなく、本委員会については全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第149号 財産の無償譲渡について（下沢生きがい施設）。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。

令和6年12月20日、郡上市議会議長 森藤文男様。郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（森藤文男） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第144号 財産の無償譲渡について（郡上八幡新宮の森多目的管理棟）、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第144号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第145号 財産の無償譲渡について（福田研修所）、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第145号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第146号 財産の無償譲渡について(白鳥北部農業センター)、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第146号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第147号 財産の無償譲渡について(美並杉原集会所)、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第147号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第148号 財産の無償譲渡について(美並円山集会所)、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第148号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第149号 財産の無償譲渡について(下沢生きがい施設)、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第149号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議報告第16号について(報告)

○議長(森藤文男) 日程22、議報告第16号 中間報告について(総務常任委員会、文教民生常任委員会、広報広聴特別委員会の行政視察報告)を議題といたします。

会議規則第45条第2項の規定により、各委員会から行政視察報告書が別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき報告に代えます。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時30分を予定します。よろしく申し上げます。

(午前10時18分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時30分)

○議長(森藤文男) ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第151号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議報告第17号 諸般の報告について(議員派遣の報告)までの14件を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第151号から議報告第17号までの14件を日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議案第151号から議案第154号までについて（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） ただいま日程に追加しました、日程23、議案第151号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程26、議案第154号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第151号をお願いいたします。

議案第151号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月20日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、令和6年人事院の給与勧告に鑑み、市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

本日、資料のほうを用意しておりますので、タブレットの資料を御覧いただきたいと思います。

2の改正内容を御覧いただきたいと思います。

第5条第2項の規定を改めまして、議会議員の皆様を支給いたします期末手当の年間支給月数を、0.1月分引き上げ4.5月とするもので、6月期、12月期共に2.25月といたします。

ただし、令和6年度においては6月期が支給済みであることから、引上げ分を12月期に反映することとして、6月期を2.2月、12月期を2.3月と読み替える旨の特例を附則に設け、年間支給月数の調整を行います。

この条例の施行日は、公布の日からとし、令和6年4月1日に遡って適用をいたします。

なお、議会議員の報酬の額や政務活動費、市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされております。去る10月28日に同審議会を開催し、御審議を頂いたところ、期末手当の支給月数を0.1月分引き上げることについて妥当とする答申を頂いておりますので、申し添えます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第152号をお願いいたします。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月20日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由。令和6年人事院の給与勧告に鑑み、常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

こちら資料を用意しておりますので、タブレット、一番最後のページになりますが、資料を御覧いただきたいと思っております。

2の改正内容を御覧いただきたいと思っております。

第5条第2項の規定を改めまして、市長、副市長に支給をいたします期末手当の年間支給月数を、0.1月分引き上げ4.5月とするもので、6月期、12月期とも2.25月といたします。

ただし、令和6年度においては6月期が支給済みであることから、引上げ分を12月期に反映することとして、6月期2.2月、12月期を2.3月と読み替える旨の特例を附則に設け、年間支給月数の調整を行います。

この条例の施行日は、公布の日からとし、令和6年4月1日に遡って適用をいたします。

なお、教育長の期末手当については、その他に記載のとおり、郡上市教育長の給与に関する条例において、郡上市常勤の特別職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により期末手当等を支給するとされておりますので、本条例の改正に連動した取扱いとなります。よろしくをお願いいたします。

続いて、議案第153号をお願いいたします。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年12月20日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、令和6年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める等、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料を用意しておりますので、御覧を頂きたいと思っております。

2の改正内容を御覧いただきたいと思っております。

1点目ですが、初任給調整手当の改正でございます。

表の上段を御覧いただきたいと思っておりますが、病院、診療所等に勤務する医師、歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表（一）の改定状況を勘案いたしまして、医師の処遇を確保

する観点から、支給月数の上限を1,000円引き上げ、41万6,600円といたします。

下段については、医療及び歯学に対する専門知識を有し、行政職等として勤務する職員に適用するもので、こちらも記載のとおり引上げの改定を行います。なお、こちらについては、現在、本市において該当する職員はおりません。

2点目でございますが、寒冷地手当の改定でございます。

民間における同種手当の支給額との均衡を図るため、表のとおり改定のほうを行います。

3点目は、期末・勤勉手当の改定でございます。

期末・勤勉手当については、民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.1月引き上げ4.6月に、再任用職員にあつては、0.05月引き上げ2.4月に改定をいたします。そして、その引上げ分については、期末手当、勤勉手当に0.05月、再任用職員にあつては0.025月ずつ均等に配分をいたします。

支給月数の振り分けについては、次のページの上段の表を御覧いただきたいと思いますが、この表のうち、「令和7年度以降」と記した行を御覧いただきたいと思います。

期末手当は、6月期、12月期共に1.25月、勤勉手当は、同じく1.05月といたします。ただし、令和6年度、上の行になります。に限りましては、6月分が支給済みであることから、引上げ分を12月期に反映することとして、期末手当にあつては、6月期1.225月、12月期は1.275月とし、勤勉手当は、6月期1.025月、12月期は1.075月と読み替える特例を附則に設け、年間の支給月数の調整を行います。

同じページの中段の表は、主幹以上の管理職員である特定管理職員、一番下の表は、定年前再任用短時間勤務職員、さらに、3ページでは、特定管理職員である定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を記載しております。

いずれも一般の職員と同様の方法をもって支給月数の振り分けを行っておりますので、お目直しをお願いしたいと思います。

次に、(4)給料表の改定でございます。

まず、行政職給料表につきましては、民間企業における初任給の動向を踏まえて、大卒程度の初任給を2万3,800円、高卒程度は2万1,400円引き上げます。また、若年層に重点を置き、全ての級号給について引上げ改定を行います。

その他の給料表につきましても、この行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行うものでございます。

施行日は、公布の日からとし、令和6年4月1日に遡って適用をいたします。

続きまして、議案第154号をお願いいたします。

郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるも

のとする。

令和6年12月20日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由。第2号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を定める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

資料を用意しておりますので、御覧を頂きたいと思います。

初めに、今回の人事院勧告に鑑みた会計年度任用職員の給与等の取扱いについて、説明をいたします。

4のその他を御覧いただきたいと思います。

これまで、郡上市では会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の年間支給月数は、一般職と同月数とし、改定についても遡及適用を行うなど、一般職に準じて行ってまいりました。同様の対応を行っているのは、県内でも郡上市を含め5市であり、とても高い水準となっております。また、今年度より始まった勤勉手当の支給により、年間の支給額は底上げをされております。これにより、若年職員と会計年度任用職員の給与が近接し、職務内容と責任を踏まえた均衡の面で課題も生じていると感じておるところでございます。

こうした状況の下、厳しい財政事情も併せ考え、本年度は会計年度任用職員の給与改定について、令和6年4月1日に遡っての適用は行わないこと、期末手当・勤勉手当の支給割合の引上げについて、これを見送ることとさせていただきたく存じます。

ただいま申し上げた対応をしようとした場合、郡上市職員の給与に関する条例を準用しております期末手当、勤勉手当の支給割合等を、本条例において個別に規定する必要がございます。従いまして、これを明記するために条例改正をお願いした次第でございます。

なお、これら取扱いはパートタイムで勤務を頂いております第1号会計年度任用職員も同様でございますが、こちらは、郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例において既に個別に規定しておりますので、今回改定する必要はございません。

それでは、2の改正内容を御覧ください。

第15条及び第18条の規定を改めまして、第2号会計年度任用職員に支給する期末手当、勤勉手当の支給割合を表のとおり定めさせていただきます。

また、附則においては、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて正職員の給与条例を改正し、当該改正のあった年度に適用する場合においても、会計年度任用職員に係る改定は当該改正のあった年度には適用しない旨の規定を加えるものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。説明は以上となります。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、議案ごとに質疑を行います。

議案第151号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第151号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第151号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第151号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第151号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第152号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第152号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第152号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第152号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第152号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

議案第153号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第153号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第153号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第153号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第153号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第154号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第154号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第154号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第154号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第154号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

◎議案第155号から議案第161号までについて（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程27、議案第155号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程33、議案第161号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第155号 令和6年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について、議案第156号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第157号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第158号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第159号 令和6年度郡上市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第160号 令和6年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第161号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月20日提出、郡上市長 山川弘保。

初めに、追加提案します7会計の補正予算について、概要を説明させていただきます。

今般の補正予算は、今ほど議決いただきました条例改正に基づくほか、人事異動等による人件費補正が主な内容であります。このほか、緊急を要する幾つかの事業に係る予算を計上いたしました。

例年この時期に行っております職員給与費の補正については、人事院勧告に鑑みた給与、手当等の改正によるもののほか、退職者や新規採用者、人事異動などが不確定な時期に編成しました今年度の当初予算と現状とのすり合わせを行うために計上させていただくものであります。

全会計を通じた職員給与費の補正額は、当初予算編成時と比較して※1億7,850万円減となっております。その要因は、給与改定等の影響で1億9,000万円の増額を見込むほか、退職や採用などの実績により1億4,400万円の減額、育児休業の新たな取得等により4,700万円の減、各種手当の実績見込みや受給者の変動で1,650万円の減額などが挙げられます。

また、会計年度任用職員の給与費についても、県の最低賃金の改定や任用実績により既決予算に過不足が生じる事業について、補正を計上しました。会計年度任用職員に係る補正額は、全会計を通じて920万円の増となっております。

これら詳細については、今ほど御覧いただいております資料に詳細を記載してございます。

事業概要説明一覧表では、これらの要因を事業ごとに整理して掲載しておりますので、これから説明します中では、人件費に係る説明時の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお

願いいたします。

それでは、まず、一般会計の補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度郡上市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,463万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億8,721万9,000円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

5ページをお願いいたします。

第2表は、地方債補正です。

変更です。辺地対策事業の限度額を、資料右側にあります、「補正後」とあります欄の限度額に変えます。4億5,520万円です。460万円の増額です。高鷲保健福祉センターアスベスト除去工事の財源とするものであります。起債の方法等に変更はございません。

それでは、事業概要説明一覧表の3ページを御覧ください。

初めに歳入です。

補正理由は記載のとおりですので、読み上げは省略します。

款15の国庫支出金、総務管理費補助金、地域結婚支援重点推進事業補助金は2万9,000円。

款20の繰越金、前年度繰越金が6,977万7,000円。

款21諸収入、民生費雑入、老人福祉施設修繕指定管理者の負担金として22万9,000円。

款22の市債は民生債で、辺地対策事業債460万円です。

4ページ目の歳出をお願いします。

上から3行目の議会活動経費は、議長交際費の補正です。

人件費は飛ばしまして、一番下の国民健康保険特別会計繰出金は、408万5,000円ですけれども、国民健康保険の特別会計の人件費補正に伴います、繰出金の増額です。

以降、繰出金の増減は各特別会計等の人件費補正に伴い、増えたり減ったりしておるということで、御理解ください。

5ページ目の2行目をお願いします。

老人福祉施設整備事業は548万6,000円で、高鷲保健福祉センターのアスベスト除去工事が必要になったことによる補正です。

以降は、人件費のために説明は割愛させていただきます。

以上です。

◎発言の訂正

○議長(森藤文男) それでは、加藤部長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

す。

○総務部長（加藤光俊） 失礼いたしました。今ほどの発言の中で、当初予算編成時と比較して給与費補正を1億7,850万円と発言した中がございましたけれども、正しくは1,785万円でありました。失礼しました。おわび申し上げます。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,471万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,753万1,000円とする。

歳入歳出の詳細につきましては、事業概要説明一覧表で御説明をいたします。

8ページをお願いします。

歳入となります。

補正理由につきましては、一般会計同様、人件費補正以外のみ説明とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

款7繰入金、事務費等繰入金、補正額1万5,000円、総合保健施設事業繰入金407万円、歳入補正額合計408万5,000円。

歳出です。

款1総務費、国保賦課事務経費1万5,000円、款5保健事業費、職員給与費407万円、歳出補正額合計408万5,000円。

次のページをお願いします。

直営診療施設勘定。

歳入です。

款4繰入金、一般会計繰入金942万1,000円の減額、款5繰越金、前年度繰越金541万5,000円。給与改定及び子宮頸がんワクチン接種増による補正となります。歳入補正額合計400万6,000円の減額です。

歳出です。

款1総務費、高鷲診療所職員給与費373万2,000円、和良歯科職員給与費88万3,000円、和良診療

所職員給与費942万1,000円の減額、款2 医療費、高鷲診療所医療品衛生材料費80万円。子宮頸がんワクチン接種につきましては、今年度末をもってキャッチアップ接種が終了するため、接種勧奨を実施しておりまして、接種者も増えております。高鷲診療所においても接種増となっているため、増額補正をお願いするものです。歳出補正額合計400万6,000円の減額です。

続きまして、介護保険特別会計補正予算（第3号）について、御説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,271万7,000円とする。

歳入歳出の詳細につきましては、事業概要説明一覧表で御説明いたします。

10ページをお願いします。

款4 国庫支出金、地域支援事業交付金（その他地域支援事業）現年度分20万8,000円。続きまして、説明書は同様となりますが、款6の県支出金分となります。補正額が10万3,000円。その下も同様で、説明書は同様となります。款9の繰入金分となります。補正額が10万3,000円、その他一般会計繰入金268万2,000円、款10繰越金、前年度繰越金12万5,000円、補正財源としての補正となります。歳入補正額合計322万1,000円。

歳出をお願いします。

款1 総務費、一般管理費、職員給与費243万2,000円、臨時職員共済費18万円、介護保険管理事務経費7万円、款5 地域支援事業費、包括的支援事業費、職員給与費31万円の減額、認知症総合支援事業費、職員給与費84万9,000円、歳出補正額合計322万1,000円です。

よろしくをお願いします。

○議長（森藤文男） 成瀬郡上偕楽園長。

○郡上偕楽園長（成瀬敦子） では、介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,833万6,000円とする。

この説明を事業概要一覧にて行いますので、12ページをお願いいたします。

一般会計で説明がございましたように、人件費によるものとなります。

款5 一般会計繰入金137万5,000円の減額となります。

歳出につきましては、3施設の内訳は、職員給与費、郡上偕楽園分が1,063万3,000円の減額、白鳥

病院が277万8,000円の増額、和良介護老人保健施設が648万円の増額となります。

○議長（森藤文男） 遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 郡上市水道事業会計補正予算について、説明させていただきます。

令和6年度郡上市水道事業会計補正予算書（第2号）をお願いします。

1ページをお願いします。

総則、第1条、令和6年度郡上市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度郡上市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款水道事業収益の補正予算額は58万7,000円です。第2項営業外収益として58万7,000円であります。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額は58万7,000円です。第1項営業費用として58万7,000円となります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費、補正予定額58万7,000円でございます。

他会計からの補助金、第4条、予算第9条中「4億3,524万2,000円」を「4億3,582万9,000円」に改める。

この補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定によるものです。内訳は10ページ、補正予算実施計画明細書にございますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第160号をお願いします。

郡上市下水道事業会計補正予算でございます。

予算書1ページをお願いします。

総則、第1条、令和6年度郡上市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度郡上市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款下水道事業収益、補正予定額は36万4,000円の減額です。第2項営業外益として、36万4,000円の減額となります。

支出、第1款下水道事業費用の補正予定額は、36万4,000円の減額です。第1項営業費用として、補正予定額として36万4,000円の減額であります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。（1）職員給与費36万4,000円の減額。

他会計からの補助金、第4条、予算第9条中「10億3,764万7,000円」を「10億3,728万3,000円」に改める。

この補正も先ほど同様、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定でございます。内訳は10ページでございますが、説明は省略させていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） 藤田市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信） それでは、議案第161号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について、御説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度郡上市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）年間延べ病患者数。

外来。郡上市民病院、補正予定量4,345人のマイナスとし、計9万2,855人。国保白鳥病院、1,458人のマイナスとし、計3万2,562人、合計補正予定量5,803人で、合計が12万5,417人となります。

（2）1日の平均患者数。

外来。郡上市民病院、マイナスの21人で計379人。国保白鳥病院、マイナスの6人で計134人、病院事業全体で補正予定量マイナスの27人で513人となります。

第3条。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入のほうでございます。

第1款郡上市病院事業収益、医業収益を6,822万3,000円減額し、合計で34億2,838万6,000円とします。

第2款国保白鳥病院事業収益を1,434万8,000円減額します。内容としましては、医業収益でございます。合計で13億2,443万3,000円。病院事業全体としまして、収入の補正予定額が8,257万1,000円で、トータル47億5,281万9,000円とします。

支出のほうでございます。

第1款郡上市民病院事業費でございます。医業費用を6,822万3,000円減額し、34億2,838万6,000円とします。

第2款国保白鳥病院事業費の医業費用、それから、訪問看護ステーション事業のほうを合わせまして1,434万8,000円減額し、13億2,443万3,000円とします。病院事業全体で計8,257万1,000円減額し、47億5,281万9,000円とします。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費でございます。補正額8,257万1,000円の減額とし、28億7,788万4,000円とします。

25ページをお願いします。

令和6年度郡上市病院事業会計補正予算(第2号)説明書、収益的収入及び支出の収入の部でございます。

款1郡上市市民病院事業収益の外来収益でございますが、マイナスの6,822万3,000円とします。4,345人掛ける1万5,700円ほどの外来の予定量の減額に伴う減額でございます。

款2国保白鳥病院事業収益、医業収益、外来収益でございます。1,603万8,000円の減額、1,458人掛ける1万1,000円の数量の減少に伴う減額でございます。

目3の、その他医業収益でございます。169万円の増額でございます。特定健診・保健指導等の増による収益の増額補正となります。

続いて、26ページ、支出のほうでございます。

款1郡上市市民病院事業費の給与費でございます。給与改定に伴う増額分と職員の人事異動等による減額分を合わせまして、6,822万3,000円の減額となります。職員166名分となります。

27ページをお願いします。

款2国保白鳥病院事業費、医業費用の給与費でございます。81名分の給与改定に伴う増額分と人事異動等による減額分を合わせまして、補正額として2,106万4,000円の減額となります。項3訪問看護ステーション事業、目1給与費でございます。671万6,000円の増額となります。給与改定に伴う増額分となります。

以上です。

○議長(森藤文男) 説明が終わりましたので、議案ごとに質疑を行います。

議案第155号 令和6年度郡上市一般会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第155号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第155号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第155号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第155号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第156号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第156号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第156号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第156号について、原案のとおり可とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第156号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第157号 令和6年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第157号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第157号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第157号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第157号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第158号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第158号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第158号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第158号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第158号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第159号 令和6年度郡上市水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第159号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第159号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第159号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第159号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第160号 令和6年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第160号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第160号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第160号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第160号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第161号 令和6年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第161号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第161号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第161号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、議案第161号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第15号について(議案朗読・提案説明・質疑・採決)

○議長(森藤文男) 日程34、議案第15号 日本政府への核兵器禁止条約の署名を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局が朗読をいたします。

齋藤議会事務局長。

○議会事務局長(齋藤貴代) 議案第15号 日本政府への核兵器禁止条約の署名を求める意見書について。

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和6年12月20日提出、提出者、郡上市議会総務常任委員会委員長 長岡文男。郡上市議会議長 森藤文男様。

提出理由、核兵器禁止条約は、被爆者とともに日本国民が長年熱望してきた核兵器の完全廃絶につながる画期的なものであるが、日本原水爆被害者団体協議会が、被爆者自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的規範の成立に貢献したとしてノーベル平和賞を受賞された今こそ、広島、長崎の原爆被害を体験した日本が先頭に立ち、核兵器の使用を許さない核兵器禁止条約への署名を求めるため。

次のページを御覧ください。

日本政府への核兵器禁止条約の署名を求める意見書(案)。

平成29年7月、核兵器禁止条約が122か国の賛成により国連で採択され、令和3年1月22日に発効された。令和6年9月24日時点で、世界各国では94か国が署名し、73か国が批准している。

核兵器禁止条約では、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。条約では、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記している。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶

につながる画期的なものであり、この条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが求められている。

令和6年10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞し、被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえている。広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、いまこそ核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立つべきである。

本市議会では、平成16年10月に平和憲法の理念に基づき、市民の生命の安全と福祉を保持する立場から非核三原則を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を強く求めることなどを明記した「郡上市非核平和宣言」を決議し、核兵器の廃絶に賛同している。また、核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書の提出を行っているが、これまでの意見に加えて日本が核兵器禁止条約に署名することは極めて重要であると考えている。

よって、日本政府には速やかなる核兵器禁止条約への署名を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日、岐阜県郡上市議会。

提出先は御覧のとおりになります。

以上です。

○議長（森藤文男） 提出者の説明を求めます。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、今回、総務常任委員会より日本政府への核兵器禁止条約の署名を求める意見書を提出させていただきましたが、少し、それまでの経緯も含めまして、説明をさせていただきます。

総務委員会、協議会のほうにおきまして、委員の中からこうした意見書についての、当初、提案がございました。

素案の段階ということで、各委員からおおむね賛成の方向の立場の方が多かったようでありますけれども、文章表現あるいは内容について精査して、いま一度、委員会で検討ということになりました。そして、次の委員会で、この内容を精査されたものを提出されまして、そのことにつきまして委員会で議論し、若干のこの文章の修正等もございましたが、その後、全会一致という形で、本日の意見書の提出という形になったわけでございます。

今回のこの意見書の提出につきましては、日本原水爆被害者団体協議会（被団協）がノーベル平和賞を授与されたことが、まず一つの大きな意義のあること、そういったことを捉えたという点、そして、今回、衆議院の選挙を経まして、政府の中に政治改革の議論が深まりつつあるという、そして、国の重点政策の一つである外交、安全保障政策課題への対応についても、今までとおりの一

辺倒な考え方では進まないであろうというそうした観点から、こうしたタイミングでこうした意見書を、そして、今までの市議会の核兵器廃絶等を求める意見書等を提出しておるそんな活動、そうしたことを踏まえまして、今回のこのタイミングで、この意見書を提出という形になりました。

この条例の根底にありますのは、核兵器は非人道的なものであると拒絶するという、そういった発想でございます。国家間で軍事力のバランスを取るというそれまでの発想から、大胆に転換をされたものであります。そして、何よりも日本の広島、長崎の被爆者や、核実験での被害者の方々の声が、こうした核兵器廃絶等の運動を前進させてきたものだというふうに認識をしております。

今、核保有国は、核兵器禁止条約を実効性がないと批判し、署名をすることなどに他国に圧力をかけております。本当に実効性がないのならば放っておけばいいわけですが、核保有国は核禁止条約に加わる国が増えるほど、自らの地位が危うくなることを理解しているのです、その意味合いから、条約は既に奏功している、そうした部分もあると考えられるわけです。

米国の傘の下にいる日本としては、米国との協調の下、取り組んでいく必要があります。今度、米国がトランプ政権になって、核兵器禁止条約への敵対的態度に変化があるかどうか、こうしたことも注目をしながら対応を取る必要があるかと思っております。こうしたことを踏まえまして署名をしていくことが、現在の日本の最良の立場ではないかというふうに考えたわけでありました。

この意見書を作るに当たりましては、各委員から、いろんな思いや考え、そうした考えの違いもございました。そうした中で歩み寄りと申しますか、少しでもこうした気持ちを前に進めたい、そんなことを、そんな思いの中から、こうした意見書を提出させていただきました。

どうか議員諸氏の御賛同をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。

若干の質問といいますか伺いたいことがございますので、どうか総務委員長さんの御答弁をお願いいたします。

今もお話しされましたように、このタイミングで、まさに今年は、今出さずして、いつ出すのかというくらいのタイミングかと思えます。よくぞ、こうした核兵器禁止条約へのアプローチを前に進める意見書の提出を上程していただいたことを、本当に敬意と感謝を申し上げたい。ありがとうございます。ただ、それを踏まえながら、私は若干の質問をしたいと思えます。お願いします。

郡上市は、先ほどの本文にもございますけれども、核兵器に対する非核平和宣言を郡上市は採択しております。

と同時に、この郡上市議会も、過去に私の知る範囲では2回、意見書を採択しております。1回

目は平成29年、2回目は令和元年であります。いずれも市民からの請願がきっかけになりまして、請願採択には至らなかったんですが、それを基にしながら、促される形で意見書を作り、提出しております。

内容は、核兵器禁止条約への言及はありましたが、日本政府の取るべき態度は、世界で唯一の被爆国として、核保有国と非保有国の橋渡しに努力をせよと。これは主たる内容でありまして、全体的には抽象的な表現でありました。

しかし、今回この提案されました意見書の案は、それをぐっと前へ進めまして、署名を求めるもの。そういう意味で、私は本当に、これは大きな前進になるものと評価しております。

と同時に、もう一方では、なぜ署名にとどまったのですかという疑問が湧いてまいります。その理由を私、4つほどございます。

今、委員長からの説明がございましたけれども、やはり、何といたっても被団協のノーベル平和賞の受賞、これは本当に大きなインパクトがございました。日本国内はもちろんのこと、唯一の被爆国として、これは待ちに待った受賞ではないか。誰もがそう思いました。

また一方で、やはり、ノーベル賞を受賞するという事は、改めて全世界に強烈なアピールを行ったのではないかと。そういう意味では、世界は、やはり大きく一歩も二歩も三歩も核兵器廃絶に向けて、意識の変化あるいはその前進が見通せるようになったのではないかと思います。これはまず第1点であります。

2つ目に、50か国の批准でスタートした、有効となったこの禁止条約は、批准というのは御承知のように、なかなかこれは難しい作業なんです。国内法の整備やらあるいは国会での議決も必要ですので、そうは簡単にどの国でも批准は行えるものでは、なかなか難しい。そういう批准が50か国からスタートしたんですが、有効としては50か国から有効になったわけです。

それが、やはり、当初なかなか数は増えずに、足踏み状態も若干感じられたんですが、気がついてみれば、本文にもございますように77か国、署名は100か国に間もなく迫ろうとしています。これは本当に大きな世界の変化ではないかと思います。ノーベル平和賞を被団協が受賞する以前から、こういう世界の流れは始まっていると私は見ております。

3つ目です。近くを見れば、隣の市町や自治体では、批准を含めて意見書の上程が相次いでおります。

4つ目です。何より、この今、読み上げていただいた意見書の文章、私はこれ、素晴らしい文章だと思います。本当に全てを網羅し、日本の果たすべき役割を全部、ここで述べてみえる。前置きのかがみの文章のところですね、一番最後のところに、日本が先頭に立って、核兵器の使用を許さない禁止条約のアプローチを求めているんです。日本は先頭に立っていますか。立てない事情は分かりますが、立つべきではないでしょうか。

本文を、改行2つ目、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我が日本国民が熱望をしたことである。その規範力の強化、何とんでも被爆国が署名すること、そして、批准することじゃないですか。その強化というのは。それをやらずして強化にはなりません。世界の国々は、何で日本は入らんのか、日本こそ一番に批准しても然るべきであると思ってみると、私は思います。

そして、改行3つ目ですか、広島、長崎の被爆体験の結果として、日本の政府は、今こそ核兵器の使用を許さず、全面的禁止に立たせる、先頭に立つべきであると。こんだけの文章を表明しながら、なぜ、署名にとどまるんですか。これは「批准」の文言を入れてほしい。そうでなきゃ、このすばらしい文章を、本当に残念ながら実現できないんじゃないですか。やはり、最終目標「批准」を、私は入れてほしかったと思います。

日本の置かれている環境を考える。それは政府が考えることです。意見書を突きつけられた政府が考えるべきこと。市民、国民は、批准を求めるべきなんです。

そういう意味で委員長、なぜ署名になってしまったのか、伺いたいと思います。

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 11番、長岡です。

なぜ「批准」を入れなかったか、そういった主な御意見であろうかと思えますけれども。

まず、署名ということは、条約の内容につきまして国家の代表が合意することでありまして、そして、批准とは、国家として条約を締結する意思を議会の承認を得て最終的に決定をしている。そして、この条約に批准をした国は、この条約を締約国と申しまして、非常に国を法的にこの条約で拘束していくと、いろんなこの中に決まりがございますが、禁止のそういった条項もございますけれども、そうしたことを全て守っていかなければならないというそういった、まず前提がございます。

そして、ここに書いてございますように、9月時点でも署名の国が94か国、批准が73か国ということで、署名をしても批准までなかなか時間を要しておる、簡単には進まないという、そういう状況も見えておるわけですが。

まず言いたいことは、当委員会におきましては、委員が全て、もろ手を挙げてこうした意見書の提出に大賛成というわけではなかったわけです。核兵器禁止条約が令和3年1月22日に発効されました。核保有国の使える核兵器と言われる、核兵器の小型化が今進んでおりまして、核の使用が現実味を帯びてきている状況で、そんな中であつても核の軍縮はなかなか進んでいなく、核使用のリスクが高まっているわけでありまして。唯一の被爆国として背を向けているわけにはいかないというそういう強い思いを、この委員会としても持ったわけでありまして。

日本は米国の傘の下にある、米国の協調の下、取り組んでいく必要もあるわけです。委員会の中では、いろんな価値観や考え方がある中で調整を図り、お互いに妥協することもあるかもしれませんが、少しでも物事を前に進めることも、政治として大事なときもある。1ミリでも前に進めたい。

こういう気持ちがある今回の意見書になったんです。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

○11番(長岡文男) 日本人の誰もが、広島や長崎の悲劇を二度と繰り返さない、繰り返してはならないことを、そして、核兵器のない世界の実現を願っていることは紛れもない事実なんです。

現在の安全保障にマイナスな面があってよいのか、核の傘から脱却する方策はどうか、非常に高度な判断が求められるわけです。核のない世界を構築するという目標は共有するものであります。批准した場合の日本への影響も分析、研究しなければなりません。核兵器廃絶に向けた具体的なアプローチの方法を持ちながら、判断していく必要があるのではないかと考えます。

この条約の第1条には禁止の項目があります。例えば、核兵器やその他の核爆発装置の開発、実験、製造、生産または獲得、保有、貯蔵、こうした状況になること、こうしたことは一切実施しない、こうしたことが何項目も書いてあるわけです。

本条約が締約国に対して禁ずる活動をするよう誰かを援助、奨励、勧誘すること、こうしたことも禁止されております。誰かに援助を求めたり、援助を受けたりすることも禁止をされているわけです。こうした禁止条項を見たとき、今の日本が全て守れているかということというわけではないわけですが、こうしたことを一つずつ解決していくためには、時間もかかるかとそんな思いもあります。少しでも国の考え方に変化が現れるよう、そんな思いもあるわけです。今後、米国がトランプ政権になり、核兵器禁止条約への対応や日米間の安全保障の変化などどうなるか、十分に注視していく必要もあろうかと思っております。

今回の意見書、おのおのの意見がある中で、少しでも前に進むことを願っての意見書であります。以前もこうした会議へのオブザーバーの参加の意見もありましたけれども、それよりもまた一歩進んだ意見書であります。決して、先般も議員が言われたような情ない、そんな意見書ではないと思っております。堂々とした立派な意見書であると、そういうふうに考えております。どうか御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(森藤文男) ほかに質疑はございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(森藤文男) 17番 野田かつひこ議員。

○17番(野田かつひこ) 17番 野田でございます。

御意見はよく理解できますし、分かります。先ほど申しましたように、よくぞ本当に、これを上げていただきました。感謝と敬意を持って再び申し上げますが。

そういう意味で、私たちは願うのは核廃絶なんです。それを実現する手段や方法を講じるのは日本政府です。市民は何を願ってこういう意見を出すのか。私たちが付度をする立場ではないんです。

日米関係で無理だろう、私もそれは分かるんですが、そういう忖度を持ってこういう意見書を出すべきではない。それは政府が考えること。そういう意味で私は質問したんです。

もちろん、本当にあの堂々と立派な意見書として出したい。そのためには、「批准」が欲しいなと思ったんですが。そういう意味でも本当に大きな前進ですので、私はもちろん賛成いたします。そういう意見でございます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議発第15号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第15号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議発第15号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議発第16号について（採決）

○議長（森藤文男） 日程35、議発第16号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。申出のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎議報告第17号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程36、議報告第17号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題といたします。

議員派遣の報告が別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しいただき、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、市長から御挨拶を頂きます。

山川市長。

○市長（山川弘保） それでは、令和6年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月2日開会以来、本日12月20日に至るまでの19日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に御審議いただきました。多くの議案について御議決を頂き、誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂戴いたしました数々の御意見、御提案、また、今会期中に頂戴いたしました政策提言につきましても、市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

さて、6月議会の一般質問にありました、市道郵便坂線の進捗について御報告いたします。

郵便坂線は、地域の皆様から早期の開通を切望されるものでございました。これを計画どおりに整備を進める場合には、地形が急峻で、多額の工事費が必要となります。そのため、着工のめどが立たず、また、仮に着工しても、完成までに非常に長い時間を要する見込みであることから、「現計画をそのまま進めるのではなく、それほど遠くない時期に、生活道路というような形での着工の一つは考えます」とお答えしたところです。

その後、事業費を抑える形での検討をいたしました。道路延長は当初計画よりも伸び、つづら折りで利用するにも難しい路線となってしまいました。

このような状況であったため、郵便坂線以外の方法はないのか検討を進めた結果、既に野々倉と小那比を結ぶ路線であります、県道美並和良明宝線及び市道を、沿道林修景整備事業や市道の一部改良により、走行しやすい道路とする案が最も効果を期待できると判断したところです。

これらの検討結果について地元説明会を開催し、説明をいたしましたところ、現実的な案であると御理解を頂けましたので、今後は、既存の道路を利用する計画に沿って進めていきたいと考えております。議会の皆様にも御理解、御承知おきいただきますようお願いいたします。

結びに、議員の皆様方におかれましては、この年末年始、健康には十分御留意いただきまして、ますますの御活躍をされますよう御祈念申し上げます。

以上、閉会に当たり御挨拶といたします。

令和6年12月20日、郡上市長 山川弘保。

◎議長挨拶

○議長（森藤文男） それでは、令和6年第6回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申

申し上げます。

12月2日の開会から本日までの19日間、条例の改正をはじめ補正予算、指定管理者の指定など市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議を頂き、全議案を滞りなく議了することができました。これも各議員のお力添えによりまして、本当にありがとうございました。

また、市長をはじめ執行部の各位におかれましても、大変御多忙の中を本当に真摯な態度をもちまして審議に御協力いただき、これまた厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じまして、各議員から審議の過程や一般質問で述べられた意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映をされるようお願いを申し上げます。

また、神谷代表監査委員におかれましても、本会議への出席、本当にありがとうございました。お疲れさまでございます。

4月11日より山川市政になり、新しく議員が構成されました。6月議会、9月議会、そして12月議会を経て、いよいよ来年は、郡上市の本当に方向性を決める、これからの郡上を決める、3月の定例会が待ち構えております。この次の会期まで、十分休息等を取っていただきながら、議会としての役割をしっかりと果たしていただきたいというふうにして思います。健康には十分留意をされ、この期間をお過ごしいただきたいというふうにして思います。

本当に皆様方の今後の活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和6年第6回郡上市議会定例会を閉会いたします。どうも皆様お疲れさまでございました。

(午前11時59分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 池 田 源 則

郡上市議会議員 池 戸 郁 夫